

千葉県指定構造計算適合性判定機関指定基準の改定案に関する意見の概要と県の考え方について

千葉県県土整備部都市整備局建築指導課

1 パブリックコメント実施期間

令和7年1月14日（火）から令和7年2月12日（水）まで

2 意見提出者数（意見の延べ件数）

2名（2件）

3 提出された意見の概要と県の考え方

※提出された意見について、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

御意見の概要	県の考え方
<p>千葉県指定構造計算適合性判定機関指定基準（案）第2第5号の指定要件の改定により、委任を受ける機関ごとに、審査に要する費用の実態に照らして適切な額の判定手数料の設定が可能になるため、健全かつ柔軟な構造計算適合性判定の業務の推進が期待できると考える。</p>	<p>御意見ありがとうございます。指定又は委任を受ける機関の実態に応じた手数料額の設定が可能となるよう改定しました。</p>
<p>構造適判の手数料は2007年頃に設定されて以来、改定もなく現在に至っていると思われ、設定時から20年近く経過しており、物価・人件費・事務所経費・運送費等諸々の価格が変化中、適判機関の健全な運営を行うためにぜひ構造適判の審査手数料に関する千葉県指定基準の改定をお願いしたい。</p> <p>なお、手数料については社会の変化を考慮してJCBA（日本建築行政会議）が手数料の妥当な試算案を提示している。</p>	<p>御意見ありがとうございます。指定又は委任を受ける機関の実態に応じた手数料額の設定が可能となるよう改定しました。</p>